

平成 27 年版

法人税申告書 地方法人税申告書の記載の手引

平成 27 年 6 月

国 税 庁

社会保障・税番号制度の導入について

社会保障・税番号制度の導入により、平成 27 年 10 月以降、住民票を有する全ての方に 1 人 1 つの個人番号（12 桁）が通知され、設立登記法人（株式会社、学校法人、宗教法人等）などの法人や団体の方に 1 法人 1 つの法人番号（13 桁）が通知されます。

税務署へ提出いただく申告書等にも番号の記載が必要となりますが、法人税及び地方法人税の申告書については平成 28 年 1 月以降に開始する事業年度等に係る申告書から、法人番号を記載していただくこととなります。

社会保障・税番号制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の「社会保障・税番号制度について」をご覧ください。

なお、「社会保障・税番号制度について」のページは、国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」の入口から簡単にアクセスすることができます。

目 次

1	記載の順序	1
2	各表の記載の仕方	2
	・別表一(一)	
	「普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等及び人格のない社団等の分」の 申告書（平成 26 年 10 月 1 日前開始事業年度用）	2
	・別表一(一)及び別表一(一)次葉	
	「普通法人（特定の医療法人を除く。）、一般社団法人等及び人格のない社団等の分」の 申告書（平成 26 年 10 月 1 日以後開始事業年度等用）	10
	・別表二	
	同族会社等の判定に関する明細書	20
	・別表三(一)	
	特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書	23
	・別表四	
	所得の金額の計算に関する明細書	28
	・別表五(一)	
	利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	34
	・別表五(一)付表	
	種類資本金額の計算に関する明細書	40
	・別表五(二)	
	租税公課の納付状況等に関する明細書	41
	・別表六(一)	
	所得税額の控除に関する明細書	44
	・別表七(一)	
	欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書	47
	・別表八(一)	
	受取配当等の益金不算入に関する明細書	50
	・別表八(一)付表	
	受取配当等の額の明細書	55
	・別表十一(一)	
	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	58
	・別表十一(一の二)	
	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	60
	・別表十四(二)	
	寄附金の損金算入に関する明細書	65
	・別表十五	
	交際費等の損金算入に関する明細書	68
	・別表十六(一)	
	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	70
	・別表十六(二)	
	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	78
	・別表十六(六)	
	繰延資産の償却額の計算に関する明細書	82
	・別表十六(七)	
	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	86
	・別表十六(八)	
	一括償却資産の損金算入に関する明細書	87
	・別表十六(九)	
	特別償却準備金の損金算入に関する明細書	88
	・別表十八	
	法第七十一条第一項の規定による予定申告書	90

この手引で用いている略語は、次のとおりです。

法	法人税法（昭 40 法律第 34 号）
令	法人税法施行令（昭 40 政令第 97 号）
規 則	法人税法施行規則（昭 40 大蔵省令第 12 号）
措置法	租税特別措置法（昭 32 法律第 26 号）
措置法令	租税特別措置法施行令（昭 32 政令第 43 号）
措置法規則	租税特別措置法施行規則（昭 32 大蔵省令第 15 号）
耐用年数省令	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭 40 大蔵省令第 15 号）
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平 23 法律第 29 号）
復興財源確保法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平 23 法律第 117 号）
新信託法	信託法（平 18 法律第 108 号）
特定非営利活動促進法一部改正法	特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平 23 法律第 70 号）
地域再生法一部改正法	地域再生法の一部を改正する法律（平 27 法律第 号）

(注) この手引は、平成 27 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度等分の法人税及び地方法人税の申告書別表に対応しています。